



— 平成25年度札幌市海外事例調査助成事業 — 北欧における常時介護を要する障がい者に対する 公的支援について



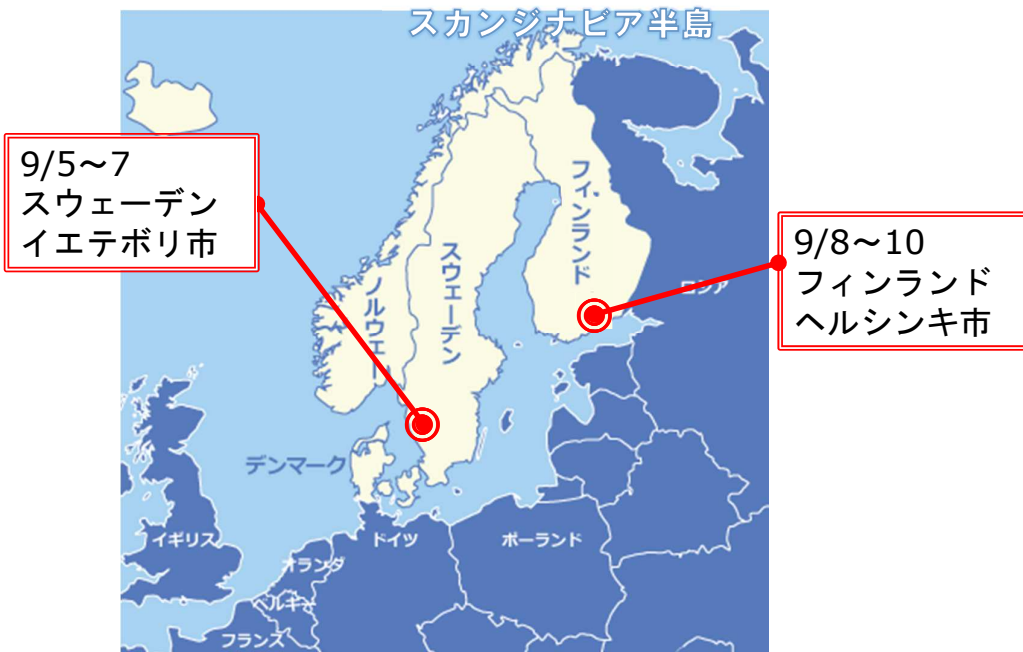
(調査にご協力いただいた皆様)

平成25年9月 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課






北欧における常時介護を要する障がい者に対する 公的支援について

視察先



北欧における常時介護を要する障がい者に対する 公的支援について




両国と日本の比較

	スウェーデン王国 	フィンランド共和国 	日本 
面積	45万km ²	34万km ²	38万km ²
人口	956万人	543万人	1億2,761万人
首都	ストックホルム	ヘルシンキ	東京都
消費税	25% (品目により税率軽減あり)	24% (品目により税率軽減あり)	5%
国民負担率	58.9%	57.9%	38.5%
失業率	7.97%	7.75%	4.35%
出生率 <small>合計特殊出生率</small>	1.94人	1.87人	1.39人
根拠法 <small>障害福祉サービス等</small>	社会サービス法 L S S法 L A S S法	社会福祉法 障害者サービス法 知的障害者法	障害者総合支援法
PA利用者	16,500名	13,000名	37名

3

北欧における常時介護を要する障がい者に対する 公的支援について

訪問市と札幌市の比較

	イエテボリ市	ヘルシンキ市	札幌市
人口	52万人 (北欧5番目)	60万人 (北欧4番目)	192万人 (日本4番目)
面積	450km ²	686km ²	1,121km ²
PA利用者	約1,000名(推定)	約1,600名	37名
PAサポートセンター	—	市内5か所	市内1か所
市章			

4



北欧における常時介護を要する障がい者に対する 公的支援について

Sweden

スウェーデンのPA（1）

■パーソナルアシスタンスの概要

- ◎LSS法のサービスメニューの一つ
- ◎利用者は約16,500人
- ◎パーソナルアシスタンスの利用が、（対象）利用者の権利として認められており、介助者は利用者の手足となって介助を行う。
- ◎雇成型・派遣型（市・民間）があり、民間PA派遣会社による派遣型が最も利用者が多い。
- ◎PA費は、年間約3,600億円（1人当たり約2,000万円）を要しており、国家予算の2.6%を占める。

5



北欧における常時介護を要する障がい者に対する 公的支援について

Sweden

スウェーデンのPA（2）

■その他のPAの特徴等

- ◎本人がPAのコントロールをできない場合、家族や後見人が行う。
- ◎本人の手足として介助を行うため、基本的に介助内容の制限が無い。通勤・通学・職場内介助等でもPAを利用可能
- ◎年齢の下限がなく、児童もPA利用が可能。
12歳未満の利用は、親が一般的に行うこと以外が対象。
- ◎家族もPAになれる。
- ◎時間数を6か月まで貯めることができる。
- ◎訪問看護利用中や入院中はPAを利用できない。
- ◎PAサポートセンターは無い。

6



北欧における常時介護を要する障がい者に対する 公的支援について

Sweden

スウェーデンのPA（3）

■問題等

- ◎詳細な調査が個人のプライバシーを侵害する恐れ
- ◎2重行政（自治体と国）
- ◎法的な解釈は1つでも、担当者毎に解釈が異なる。
- ◎家族がPA介助者となることによる生計依存
- ◎不正請求
- ◎雇用型の場合、安定的に介助者を確保できないことがある。
- ◎特別な教育を必要としない短期間の通過型の職業

7



北欧における常時介護を要する障がい者に対する 公的支援について

Finland

フィンランドのPA（1）

【歴史】

- 1987年 障害者サービス法**
公的にPAを利用できるようになる。
しかし、各自治体に義務化はされておらず、当時の利用者数は1,500人程度に留まる。
- 2009年 障害者サービス法改正**
自治体にPAを義務化
知的障がい者は、障害者サービス法が優先されることになり、これにより、知的障がい者もPAの利用が可能に。
- 2013年 現在**
利用者数がPAの利用者が、約13,000人に。

8



北欧における常時介護を要する障がい者に対する 公的支援について

Finland

フィンランドのPA（2）

■対象者要件

◎長期に渡る又は進行性の障がいにより、日常生活における支援が必要な重度障がい者が対象（主に加齢が原因の場合は対象外）

■支給要件

◎支給要件は、日常生活において介助者が必要であり、本人がPA介助者に対し、介助指示が行えること

■支援内容等

◎自宅内外での日常生活、就労、就学、余暇活動・社会参加等を行うために必要な支援等を本人の手足となり実施

◎雇用型、バウチャー（チケット）型、自治体派遣型の3種がある。

◎支給時間数は、個別に必要性を判断して決定

余暇活動や社会参加を目的とした利用の場合、最低30時間/月

9



北欧における常時介護を要する障がい者に対する 公的支援について

Finland

フィンランドのPA（3）

ヘルシンキ市におけるPA利用者数

利用形態	概要	時間単価	利用人数
雇用主型	利用者が雇用主となり、介助者を直接雇用。支給方法は介助者への代理受領が多い。	18ユーロ (約2,400円)	約700人
バウチャー型	自治体が支給するサービスバウチャー（チケット）を利用し、指定を受けたPA派遣会社からサービスを受ける。	21ユーロ (約2,800円)	約170人
自治体提供型	自治体が介助者を直接派遣。 (直営又は委託のPA派遣会社より)	24ユーロ (約3,200円)	約700人

10



北欧における常時介護を要する障がい者に対する 公的支援について

Finland

フィンランドのPA（４）

パーソナルアシスタンス

- ◎3種のうち、事務負担が少ない自治体提供型を選ぶ利用者が多い。
- ◎3種のどれを選ぼうと、PAの時間数は変わらない。
- ◎PAの年間予算は、2,500万ユーロ（約34億円）
- ◎（人口呼吸器利用者以外で）24時間利用者は10人未満。
夜間介助が必要な利用者の多くは定期巡回のヘルパーを利用。
医療的ケア等で常時ケアが必要な利用者は、基本的にGHとなる。

訪問先：ヘルシンキ市社会保険福祉局

11



北欧における常時介護を要する障がい者に対する 公的支援について

まとめ

調査国ではPA制度が（特定の対象者にとって）ヘルパー制度に変わる制度として位置づけられていた。また、障がいのある方を支援する代表的な制度として定着している様子が伺えた。

	調査国	日本（札幌）
開始年	スウェーデン:1994～ フィンランド:1987～	2010～
対象者	重度障がい者(国毎に要件あり)	重度訪問介護の支給決定者
支援範囲	利用者の手足として支援を行えることから、基本的に制限がない。	重度訪問介護に準ずる。 (通学・職場介助等、制限あり)
利用時間	個別評価による必要時間数	重度訪問介護からの移行時間数
利用方法	雇用型、派遣型など、複数あり	利用者が介助者と個人契約を交わし利用する。
問題	利用者数の増加が予想以上	市の独自事業であるため、国庫補助が無い

12